

# 東北圏広域地方計画懇談会について

平成19年1月31日

東北圏広域地方計画検討会議

# 東北圏広域地方計画懇談会の位置付け

## 基本

- 広域地方計画に関する広範な意見聴取
- 広域地方計画に係る分野の学識経験者で構成する。
- 東北圏の学識経験者を中心に全国から選出する。

## 計画に関する意見の聴取

### 法第10条第5項

協議会は、前条3項の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

検討会議においては、上記に準ずる扱いとし、協議会設立後、協議会の議決を得ては、法定手続きに組み込まれる予定

## 計画に関する助言等

必要に応じ、広域地方計画に関する助言等を懇談会の学識経験者からいただく

# 東北圏広域地方計画懇談会（学識経験者会議）〈案〉

## 選出の考え方

法第2条の計画事項に係る見識のある学識経験者

東北圏域について、幅広い観点から知識、見識を有する

専門分野以外に幅広い分野に見識がある

計画部会及び専門委員会の構成員

## 法第2条

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- 二 海域の利用及び保全に関する事項
- 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
- 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- 五 産業の適正な立地に関する事項
- 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
- 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
- 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

## 東北圏広域地方計画懇談会の設立〈案〉

事務局が懇談会、学識経験者の具体案作成



幹事会で議論及び決定



事務局が関係学識経験者と調整



東北圏広域地方計画懇談会の設立